

## 序章

### 景観計画とは



# 序章 景観計画とは

## 1 計画の目的

「景観法」は、平成 16 年 6 月に制定された都市や農山漁村における良好な景観を形成するためのわが国はじめての景観についての総合的な法律です。また、「景観計画」とは、「景観法」に基づき、景観行政団体（地方自治法上の指定都市、中核市または都道府県等）が良好な景観の保全・形成を図るための法定の計画です。景観に対する市民の意識が高まる中で、景観法の制定を受け、全国の多くの自治体で「景観計画」の策定を中心に景観行政への取り組みが加速しています。

本市は、平成 17 年 10 月に景観法に基づく「景観行政団体」になりました。「北杜市景観計画」は、「北杜市らしい良好な景観づくり」を総合的かつ計画的に推進するため、市民の皆さんの声を反映し、景観形成の理念や目標、景観形成の方針、実現に向けた取り組みなど、市民、観光客等、事業者、行政に共通する協働の指針として作成することを目的としています。

北杜市の景観づくりは、この計画に掲げた様々な指針に基づいて、市民、観光客等、事業者と行政がお互いに手を携えて一歩一歩着実に進めていきます。

本計画には、本市のかけがえのない美しい風景に誇りと愛着をもち、次代を担う子どもたちに引き継いでいくという市民の熱い思いが込められています。

## 2 計画の位置づけと役割

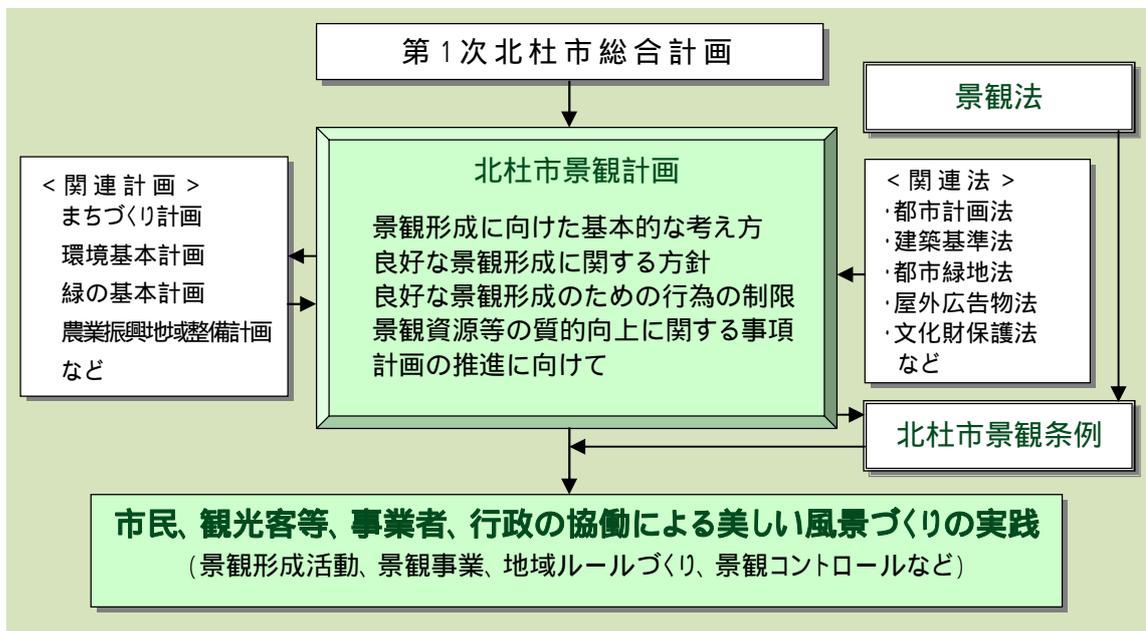
「北杜市景観計画」は、景観法に基づく法定計画として定めるもので、上位計画である「第 1 次北杜市総合計画（平成 19 年 3 月）」に即しつつ、本市の景観形成に関する総合的な施策、市民、観光客等、事業者、行政に共通する協働の指針として位置づけられます。

今後、景観形成活動、景観事業、地域ルールづくり、景観コントロールなどの景観形成に関することは、この指針に沿って進めていくことになります。

また、景観形成をより強力に推進していくため、景観法や景観計画に加えて、「北杜市まちづくり計画」などの関連計画との連携や都市計画法、建築基準法、都市緑地法、屋外広告物法などの景観形成に係わる法律等の活用を図ります。

なお、本計画は、今後の市民ニーズや本市をとりまく社会・経済環境の変化、国や山梨県の景観施策の変更等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、成長型の計画として、景観形成への取り組みを通じて内容を充実していきます。

「北杜市景観計画」の位置づけ

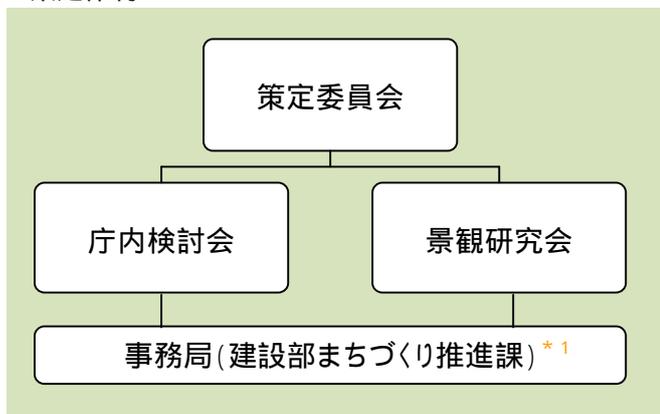


### 3 策定体制

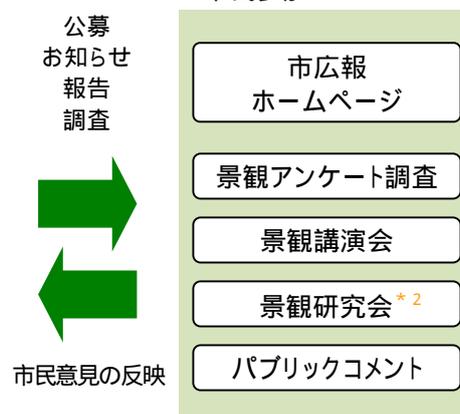
景観計画の策定にあたっては、計画づくりの初期段階から景観アンケート調査の実施、市民参加による「景観研究会」の開催や「景観講演会」の実施など、市民意見の把握と計画への反映に努めながら、次のような体制で策定を進めてきました。

#### 策定体制と市民参加

##### < 策定体制 >



##### < 市民参加 >



注) \*1 平成 21 年度までは土地政策課、平成 22 年度からはまちづくり推進課。

\*2 景観研究会は策定組織のひとつとして設置・開催しました。

#### 策定組織

##### 策定委員会

有識者や学識経験者をはじめ、団体代表、地域代表、景観研究会代表、行政関係者(北杜市、山梨県)からなる「北杜市景観計画策定委員会」を設置し、景観計画の素案を総合的、専門的な見地から検討してきました。



##### 庁内検討会

北杜市関係各課からなる「北杜市景観計画庁内検討会」を設置し、所管課の景観形成に関する方針、計画や事業等の調整など、行政の立場から景観計画の素案の検討を行ってきました。



##### 景観研究会

公募や地域の推薦に応じた市民で構成される「景観研究会」を設置し、市民の視点から地域の身近な景観のあり方を検討し、検討成果を「景観まちづくり市民提言」としてまとめ、市長に提出しました。

ここでの市民の提案が、「北杜市景観計画」の基礎になっています。

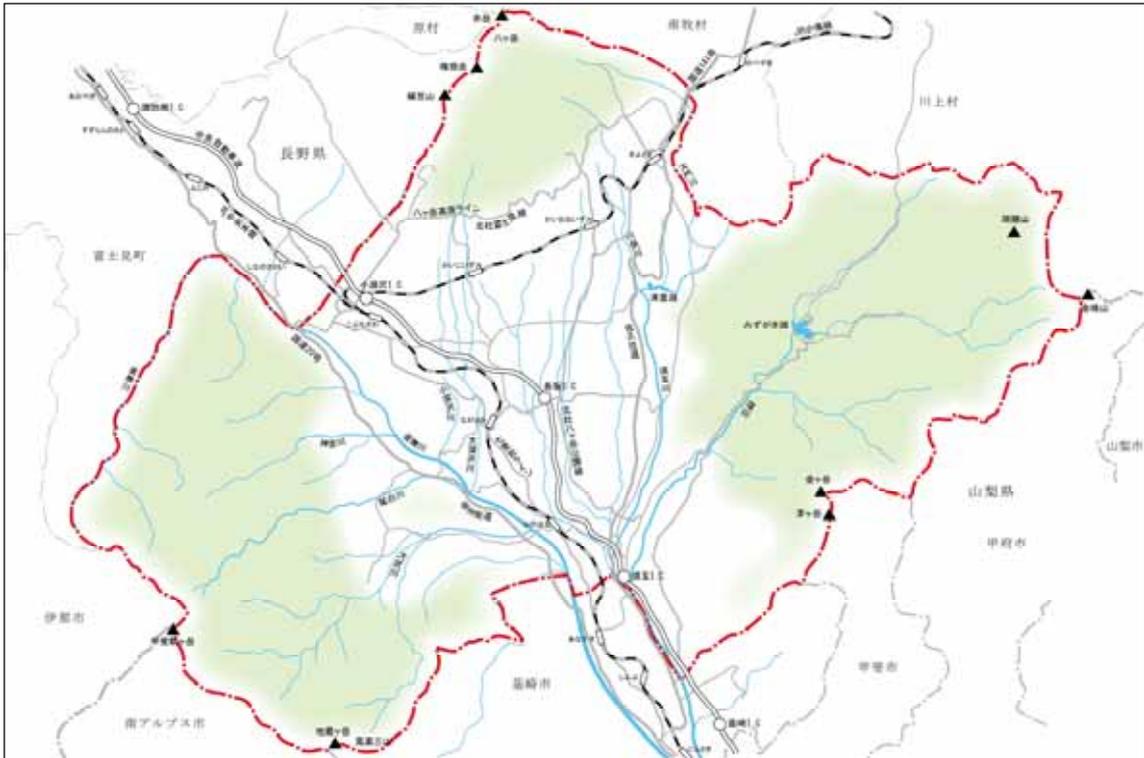


## 4 景観計画の区域

北杜市の景観の特徴は、周囲を八ヶ岳、南アルプス、秩父山地の3つの山岳地域に囲まれ、そこに広がる山麓エリア、大小の河川と変化のある大地の構造を土台に、優れた眺望、豊かな自然、まちや農山村、歴史文化的景観などが展開しており、これらが一体となって北杜市らしい風景を形づくっています。

このため、景観法が定める景観計画の趣旨を考慮し、北杜市らしい個性と魅力ある景観形成を図るために、自然公園地域を含めた市域全体を景観計画区域として定めます。

### 景観計画の区域



・清春上空からみた八ヶ岳南麓

## 5 景観計画の構成

「北杜市景観計画」は、法定計画であると同時に、今後の風景づくりに市民、観光客等、事業者、行政の共通の指針として活用できるよう、次に示すように大きく3つの内容で構成しています。

### 【景観形成方針に関する事項】

北杜市の景観形成に向けた基本理念や目標、良好な景観形成に関する方針など、市民、観光客等、事業者、行政等が協働で取り組むべき共通の指針(ガイドライン)を示しています。

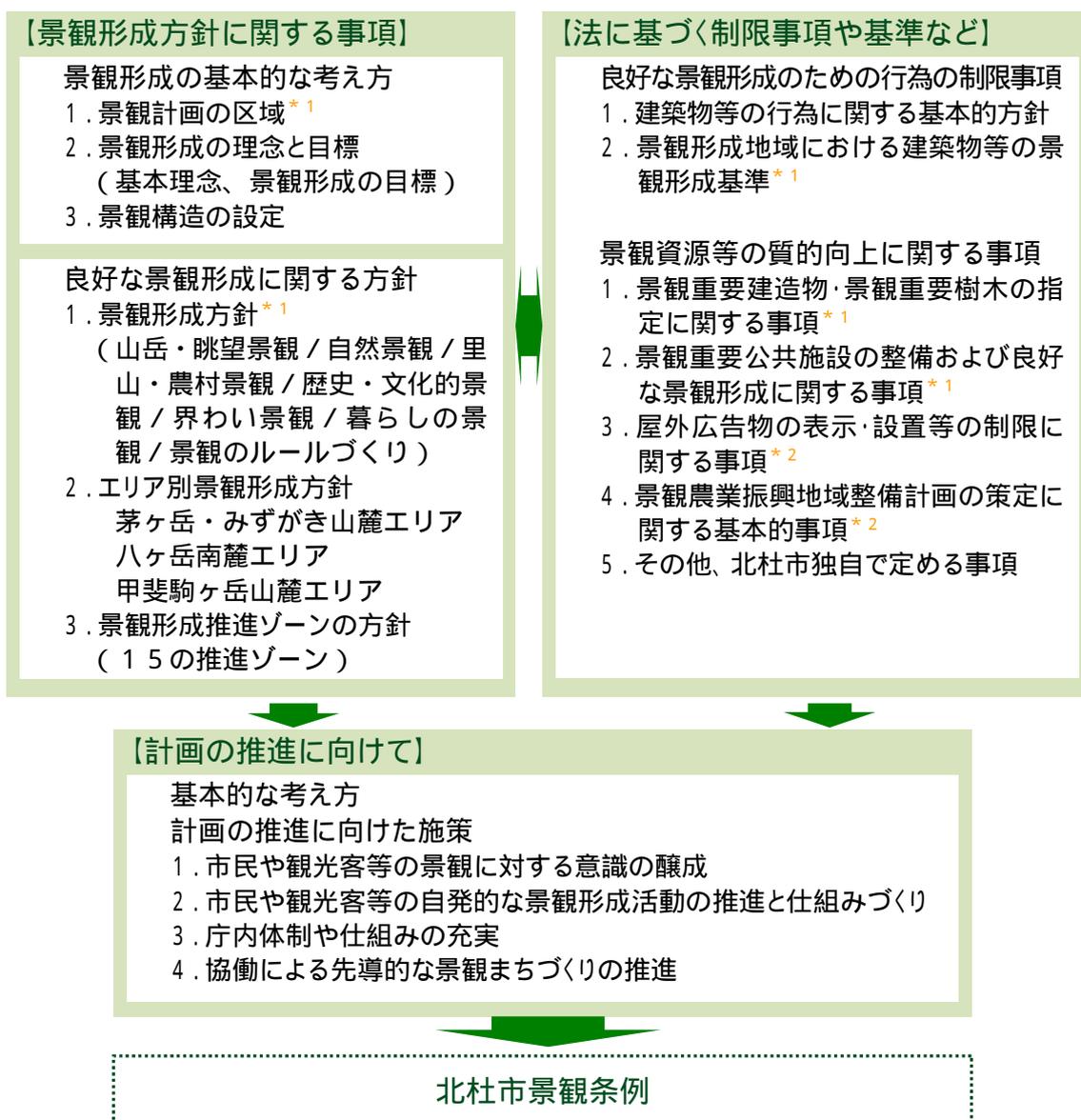
### 【法に基づく制限事項や基準など】

良好な景観形成を図るため、行為の制限など、法に基づくルール(届出対象行為、景観形成基準など)を示しています。

### 【計画の推進に向けて】

本計画の推進に向け、景観に対する市民意識の醸成、市民の自発的な景観形成活動の推進と仕組みづくり、庁内体制や仕組みの充実、先導的な景観まちづくりなどの推進施策について方向を示しています。

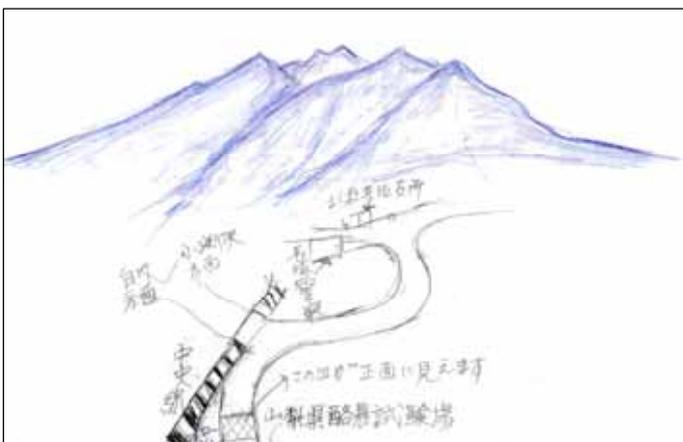
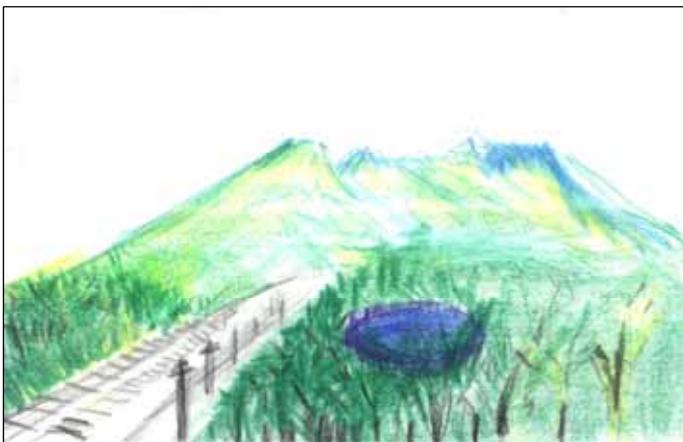
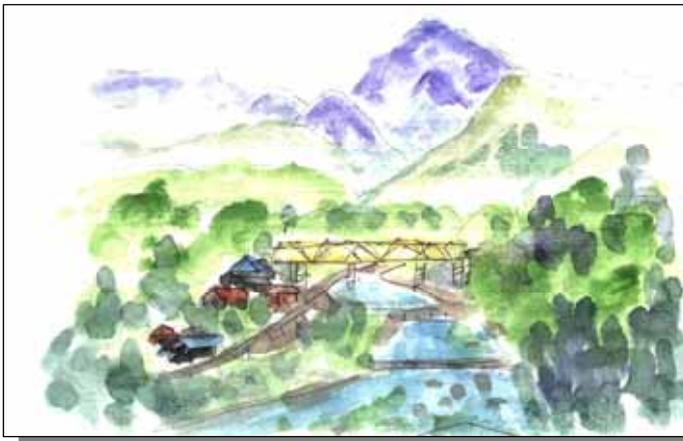
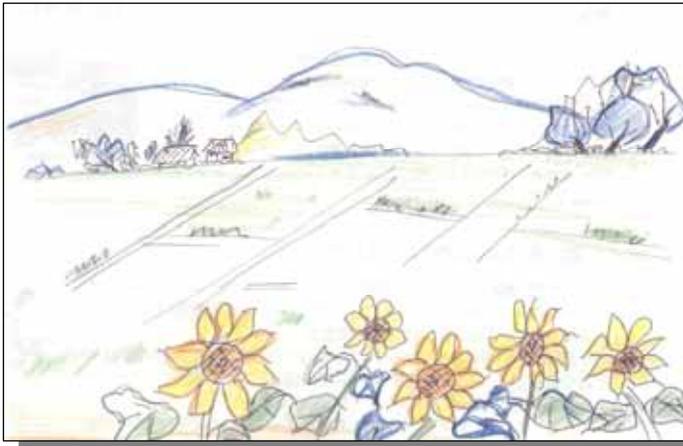
### 北杜市景観計画の構成



注) \*1 景観法に基づき必ず定めなければならない必須事項です。

\*2 景観法に基づき必要に応じて定めることができる選択事項です。

\*3 上記\*1、\*2以外の項目は任意事項で、本市独自のものとなっています。



掲載の絵は、平成 19 年 7 月に実施した「景観アンケート調査」の自由記入欄（私の好きな北杜市の風景）に描かれた絵の中から抜粋しました。